

第1回検討会が出された質問事項等について

- (1) 子ども・子育て新制度における支援体系
- (2) 児童相談所の役割等
- (3) 児童養護施設等に入所している障害児の状況
- (4) 措置を含めた入所児童数及び通所児童数
- (5) 障害児のサービス利用状況等(障害福祉サービスを含む)
- (6) 児童発達支援センター等の保育所等訪問支援等の実施状況及び新体系移行前の状況等
- (7) 発達障害に関する定義等について(諸外国の例)

(1) 子ども・子育て新制度における支援体系(主なもの) (25. 4月内閣府等資料)

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ①

※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ②

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

① 幼稚園・保育所等における障害児の受入促進について

○特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本。

※幼稚園：国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により、障害児2人以上在園する園に対し財政支援

保育所：重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置

○そのうえで、特定教育・保育施設が、地域の子育て支援・療育支援を行う場合の費用及び地域型保育事業において障害児を受け入れる場合の取り扱いについては、質の改善事項における取り扱いを踏まえて対応。

（質の改善事項において検討されている項目*（議論中））

○障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者（非常勤）を幼稚園・保育所・認定こども園に配置（障害の程度に応じて加配）

○地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置

*消費税の増税等による財源を踏まえて、どのような項目の改善をどの程度実施するのか検討が行われている。

② 居宅訪問型保育（地域型保育事業の一事業）

子ども・子育て新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。

◇小規模保育 ◇家庭的保育 ◇居宅訪問型保育 ◇事業所内保育

○居宅訪問型保育は、保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施。

○障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、市町村が必ず連携施設（児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関等）の設定を行っていく。

○考えられる役割として、特に低年齢児には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

③利用者支援事業

- 子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する。
- 事業内容（基本型の場合）
 - ・総合的な利用者支援：子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
 - ・地域連携：子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等※行政が地域連携の機能を果たすことを前提として部分的実施といった類型も可（特定型）
- 事業の実施にあたっては、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した専任の職員を配置

④一時預かり事業〈訪問型〉

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため事業類型等を見直し、一般型（基幹型加算）、余裕活用型、幼稚園型、訪問型に再編。
- 地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業を創設することにより、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。
 - 他の類型より事業費が高額となるため、別類型を利用できるにもかかわらず訪問型を利用する場合には、利用者負担で差を設ける、又は利用回数の制限等を設ける（議論中）

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇ 小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇ 家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

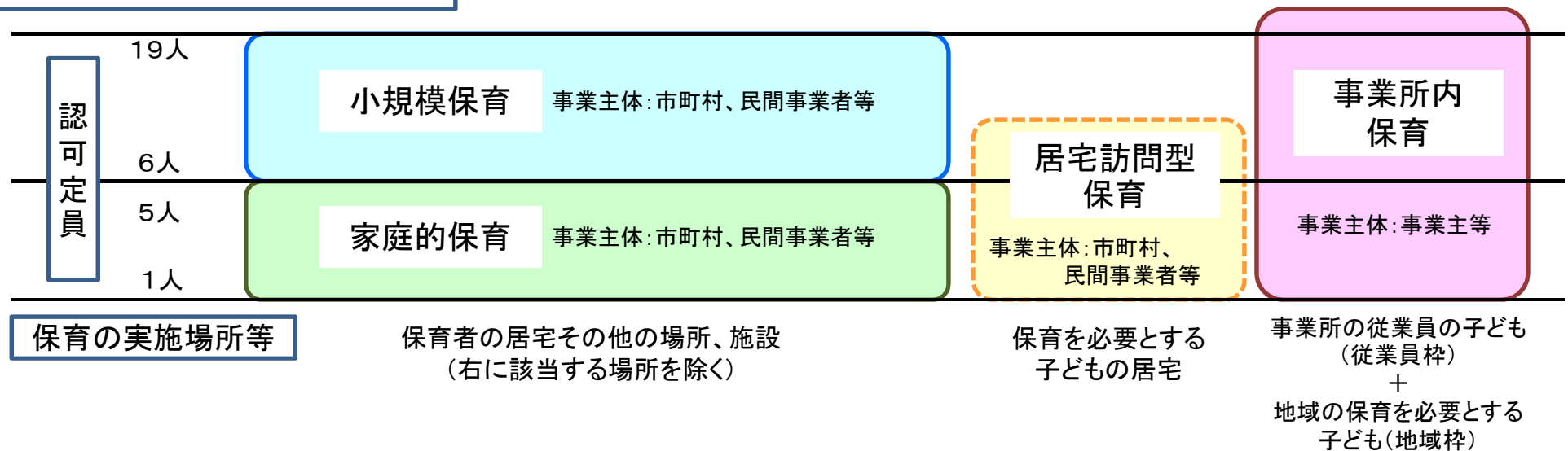
◇ 居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇ 事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

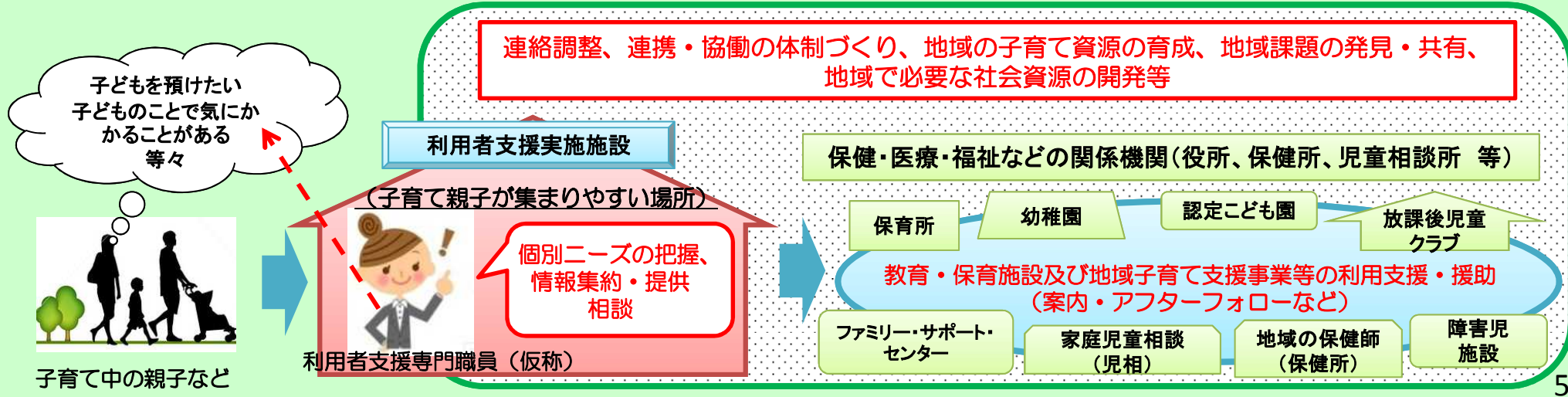
○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等



いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



一時預かり事業について

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

現状

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。

※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。

※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。

※3 現行の地域密着Ⅱ型は、当分の間、事業継続可。(経過措置)

②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施。

④訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

(2) 児童相談所の役割等

1 設置の目的

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

2 設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
全国に207か所(平成25年4月1日現在)設置されている。

3 業務

- ① 相談、調査、診断、判定、援助決定
- ② 在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
- ③ 一時保護 等

4 職員

児童相談所に置くべき職種は、児童相談所の規模によっても異なるが、所長のほか、児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等が中心的職種である。

(平成25年4月1日現在 児童福祉司2,771人、職員総数10,132人)

5 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

(参考) 児童相談所での相談対応件数の推移

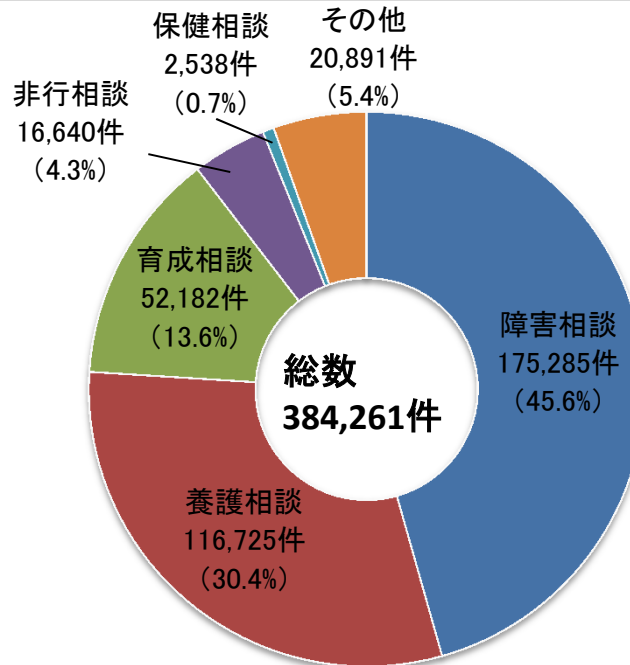
○ 平成24年度の児童相談所での相談対応件数は384,261件で、「障害相談」が全体の45.6%と最も多く、次いで「虐待相談」を含む「養護相談」が30.4%であり、相談別件数では唯一増え続けている。

	障害相談	養護相談	育成相談	非行相談	保健相談	その他	総数
平成16年度	158,598(45.1%)	74,435(21.2%)	65,356(18.6%)	18,084(5.1%)	5,474(1.6%)	29,891(8.5%)	351,838(100.0%)
平成17年度	162,982(46.6%)	75,668(21.6%)	61,304(17.5%)	17,571(5.0%)	4,430(1.3%)	27,956(8.0%)	349,911(100.0%)
平成18年度	194,871(51.0%)	78,863(20.7%)	61,061(16.0%)	17,166(4.5%)	4,313(1.1%)	25,483(6.7%)	381,757(100.0%)
平成19年度	182,053(49.5%)	83,505(22.7%)	58,958(16.0%)	17,670(4.8%)	3,411(0.9%)	22,255(6.0%)	367,852(100.0%)
平成20年度	182,524(50.1%)	85,274(23.4%)	55,005(15.1%)	17,172(4.7%)	2,970(0.8%)	21,469(5.9%)	364,414(100.0%)
平成21年度	192,082(51.7%)	87,596(23.6%)	51,794(13.9%)	17,690(4.8%)	2,835(0.8%)	19,803(5.3%)	371,800(100.0%)
平成22年度	181,108(48.5%)	101,323(27.1%)	50,993(13.7%)	17,345(4.6%)	2,608(0.7%)	20,151(5.4%)	373,528(100.0%)
平成23年度	185,853(48.2%)	107,511(27.9%)	51,751(13.4%)	17,155(4.5%)	2,639(0.7%)	20,385(5.3%)	385,294(100.0%)
平成24年度	175,285(45.6%)	116,725(30.4%)	52,182(13.6%)	16,640(4.3%)	2,538(0.7%)	20,891(5.4%)	384,261(100.0%)

平成24年度 相談種類別対応件数

※福祉行政報告例より
 ※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

	うち虐待相談
平成16年度	33,408
平成17年度	34,472
平成18年度	37,323
平成19年度	40,639
平成20年度	42,664
平成21年度	44,211
平成22年度	56,384
平成23年度	59,919
平成24年度	66,701



(3) 児童養護施設等に入所している障害児の状況

(単位：人)

	総数	うち障害等を有する児童（重複回答）										
		身体虚弱	肢体不自由	視聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	ADHD	LD	広汎性発達障害	その他の障害等	
里親委託児	3,611 100.0%	649 18.0%	95 2.6%	25 0.7%	34 0.9%	27 0.7%	239 6.6%	26 0.7%	55 1.5%	18 0.5%	74 2.0%	150 4.2%
養護施設児	31,593 100.0%	7,384 23.4%	753 2.4%	131 0.4%	246 0.8%	411 1.3%	2,968 9.4%	391 1.2%	791 2.5%	343 1.1%	815 2.6%	2,314 7.3%
情緒障害児	1,104 100.0%	781 70.7%	7 0.6%	5 0.5%	3 0.3%	4 0.4%	118 10.7%	23 2.1%	131 11.9%	35 3.2%	186 16.8%	496 44.9%
自立施設児	1,995 100.0%	707 35.4%	19 1.0%	6 0.3%	11 0.6%	11 0.6%	186 9.3%	31 1.6%	179 9.0%	63 3.2%	146 7.3%	263 13.2%
乳児院児	3,299 100.0%	1,067 32.3%	674 20.4%	106 3.2%	94 2.8%	101 3.1%	183 5.5%	61 1.8%	7 0.2%	-	30 0.9%	284 8.6%
母子施設児	6,552 100.0%	1,067 16.3%	223 3.4%	27 0.4%	29 0.4%	64 1.0%	246 3.8%	54 0.8%	86 1.3%	67 1.0%	123 1.9%	397 6.1%

(注) 里親に委託されている児童を「里親委託児」、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童をそれぞれ「養護施設児」「情緒障害児」「自立施設児」「乳児院児」、母子生活支援施設に措置されている母子世帯の児童を「母子施設児」という。

(児童養護施設入所児童等調査（平成19年度調査）)

(4) 措置を含めた入所児童数及び通所児童数

単位：人

入所施設計 (515か所)											
利用児童数 (定員数)	措置		うち福祉型障害児入所施設 (262か所)			うち医療型障害児入所施設 (177か所)			うち指定医療機関 (76か所)		
	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約
10,852 (33,909)	4,710	6,142	6,697 (10,492)	3,764	2,933	2,931 (16,049)	780	2,151	1,224 (7,368)	166	1,058

単位：人

通所施設計 (8,619か所)																	
利用児童数 (定員数)	措置		うち福祉型児童発達支援センター (411か所)			うち医療型児童発達支援センター (103か所)			うち児童発達支援事業所 (2,589か所)			うち放課後等デイサービス (4,149か所)			うち保育所等訪問支援 (467か所)		
	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約	利用児童数 (定員数)	措置	契約
83,379 (89,418)	37	83,342	14,133 (15,083)	11	14,122	1,944 (3,405)	0	1,944	20,499 (27,695)	9	20,490	45,874 (43,235)	16	45,858	929 (-)	1	928

※平成25年12月1日時点 障害児・発達障害者支援室調べ

「障害児入所給付費等の入所給付決定について」（抜粋）

（平成24年3月30日障発0330第15号 障害保健福祉部長通知）

第二 入所給付決定の方法

次のいずれかに該当する場合であって、法第27条第1項第3号又は同条第2項に係る措置が適当であると都道府県（児童相談所）が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

（なお「等」の解釈として、

- ・親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合
- ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきものである。）

「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について」

（平成21年11月17日障発1117第1号 障害福祉課長通知）のポイント

（虐待の取扱い）

- ・明らかに虐待が確認される場合のほか、虐待のおそれがある場合も含めて柔軟に対応
- ・保護者に「契約」の意思があっても「措置」で対応
- ・既にきょうだいが措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

（利用料滞納の取扱い）

- ・滞納していることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断
- ・措置によらなければ受け入れられないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

（その他）

- ・18歳以上の者については、一律に契約とするのではなく、個々の状況を判断し、措置の必要があれば措置とすること
- ・契約または措置で入所した場合でも、その後の状況の変化に応じて、措置と契約の変更について柔軟に対応すること
- ・民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

障害児が利用可能な支援の体系

(注) 利用者数及び施設・事業所数は平成25年10月現在の国保連データ。

※通所系サービスは国保連委託分のみ(1,719市町村のうち、1,707市町村)

入所計サービスは国保連委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

		述べ利用児童数(人)	述べ利用額(千円)	1人当たり費用額(円)	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	9,550	887,055	92,885	17,803
	同行援護	167	7,945	47,574	5,414
	行動援護	2,818	229,963	81,605	1,265
	重度障害者等包括支援	0	0	0	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	5,817	404,261	69,496	3,716
障害児通所系	児童発達支援	60,806	4,630,857	76,158	2,482
	医療型児童発達支援	2,612	102,939	39,410	103
	放課後等デイサービス	68,755	6,120,647	89,021	3,882
	保育所等訪問支援	1,220	17,483	14,331	239
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	1,899	479,045	252,262	186
	医療型障害児入所施設	2,115	411,523	194,574	181
相談支援系	計画相談支援	574	661,056 ※者を含む総額	15,372 ※者を含む一人当たり費用額	3,495
	障害児相談支援	8,090	122,845	15,185	1,203
	障害者総合支援法				
	児童福祉法				
	支援法				
	児福祉法				

(6) 児童発達支援センター等における保育所等訪問支援等の実施状況

福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスのうち、
 ・ 保育所等訪問支援は、合計443か所 ・ 障害児相談支援は、合計606か所
 が行っている。

○併設等事業所の状況

福祉型児童発達支援センター（410か所）											医療型児童発達支援センター（116か所）										
医療型センター	児発	放デイ	保育所訪問	児相談	生活介護	計画相談	地域相談	障害福祉サービス	予算事業	単独	医療型センター	児発	放デイ	保育所訪問	児相談	生活介護	計画相談	地域相談	障害福祉サービス	予算事業	単独
39	119	115	211	190	68	154	32	60	95	20		13	9	16	21	20	16	2	22	18	23
児童発達支援事業所（2,041か所）											放課後等デイサービス（2,543か所）										
医療型センター	児発	放デイ	保育所訪問	児相談	生活介護	計画相談	地域相談	障害福祉サービス	予算事業	単独	医療型センター	児発	放デイ	保育所訪問	児相談	生活介護	計画相談	地域相談	障害福祉サービス	予算事業	単独
		1,676	200	250	275	227	83	346	233	109				16	145	207	147	53	338	192	615

※「併設等事業所」には、「多機能型」として指定を受けている場合のほか、同一敷地内又は隣接敷地に併設されている場合を含む

※平成26年1月1日時点 障害児・発達障害者支援室調べ
 ※山形県、愛知県、宮崎県は調査票未提出のため集計に含めていない

(7) 平成24年3月以前の施設の移行状況

福祉型児童発達支援センターは知的障害者通園施設から、医療型児童発達支援センターは肢体不自由児通園施設から、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスは児童デイサービスからの移行が大勢を占めている。

○平成24年3月以前の状況

福祉型児童発達支援センター（410か所）							医療型児童発達支援センター（116か所）						
知的通園	肢体通園	難聴通園	児童デイ	重心通園	総合通園	その他	知的通園	肢体通園	難聴通園	児童デイ	重心通園	総合通園	その他
231	14	15	57	19	9	65	0	59	0	0	3	2	52

児童発達支援事業所（2,041か所）							放課後等デイサービス（2,543か所）						
知的通園	肢体通園	難聴通園	児童デイ	重心通園	総合通園	その他	知的通園	肢体通園	難聴通園	児童デイ	重心通園	総合通園	その他
4	3	3	1,355	89	3	584	1	0	0	652	7	0	1,883

※平成26年1月1日時点 障害児・発達障害者支援室調べ
 ※山形県、愛知県、宮崎県は調査票未提出のため集計に含めていない

(8)「発達障害」(developmental disability)という用語の定義等について(海外の例)

アメリカでの定義のポイント (2000年発達障害者支援権利法の規定をまとめたもの)

- ・重篤であり慢性の障害(身体障害を含む) ・ 22歳以前に出現する
- ・「言語理解と発話」「移動」「学習」「自立生活能力」等7項目のうち3つ以上において相当の機能的制約がある(9歳までの乳幼児については一定条件下で3つ未満でも認められる場合あり)

→ ADHD、自閉症スペクトラム、知的障害、脳性まひ、聴覚障害、視覚障害、筋ジストロフィー等広範囲の障害を含む。

* 機能障害である“disorder”ではなく、その結果として社会生活上の制約が生じる“disability”の側面で捉えられている概念と考えられる。

イギリスでの定義

- ・法律上「developmental disability」という形で定義されているものは見当たらず、「自閉症」「読字障害(dyslexia)」など一部の障害について定義されているものがあるのみ。

(参考)日本での定義

発達障害者支援法第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。 * ICDと同様、機能障害である“disorder”の側面で捉えられている概念と考えられる。

(参考)発達障害者支援法の定義に含まれている「発達障害」の範囲 (ICD10)

F80 会話及び言語の特異的発達障害	F80.0 特異的会話構音障害 F80.1 表出性言語障害 F80.2 受容性言語障害 F80.3 てんかんを伴う後天性失語(症)[ランドウ・クレファ-症候群] F80.8 その他の会話及び言語の発達障害 F80.9 会話及び言語の発達障害, 詳細不明
F81 学習能力の特異的発達障害	F81.0 特異的読字障害 F81.1 特異的書字障害 F81.2 算数能力の特異的障害 F81.3 学習能力の混合性障害 F81.8 その他の学習能力発達障害 F81.9 学習能力発達障害, 詳細不明
F82 運動機能の特異的発達障害	
F83 混合性特異的発達障害	
F84 広汎性発達障害	F84.0 自閉症 F84.1 非定型自閉症 F84.2 レット症候群 F84.3 その他の小児<児童>期崩壊性障害 F84.4 知的障害<精神遅滞>と常同運動に関連した過動性障害 F84.5 アスペルガー症候群 F84.8 その他の広汎性発達障害 F84.9 広汎性発達障害, 詳細不明
F88 その他の心理的発達障害	
F89 詳細不明の心理的発達障害	
F90 多動性障害	F90.0 活動性及び注意の障害 F90.1 多動性行為障害 F90.8 その他の多動性障害 F90.9 多動性障害, 詳細不明
F91 行為障害	F91.0 家庭限局性行為障害 F91.1 非社会化型<グループ化されない>行為障害 F91.2 社会化型<グループ化された>行為障害 F91.3 反抗挑戦性障害 F91.8 その他の行為障害 F91.9 行為障害, 詳細不明

(*つづき)

F92 行為及び情緒の混合性障害	F92.0 抑うつ性行為障害 F92.8 その他の行為及び情緒の混合性障害 F92.9 行為及び情緒の混合性障害, 詳細不明
F93 小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93.0 小児<児童>期の分離不安障害 F93.1 小児<児童>期の恐怖症性不安障害 F93.2 小児<児童>期の社交不安障害 F93.3 同胞抗争障害 F93.8 その他の小児<児童>期の情緒障害 F93.9 小児<児童>期の情緒障害, 詳細不明
F94 小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94.0 選択(性)かん<緘>黙 F94.1 小児<児童>期の反応性愛着障害 F94.2 小児<児童>期の脱抑制性愛着障害 F94.8 その他の小児<児童>期の社会的機能の障害 F94.9 小児<児童>期の社会的機能の障害, 詳細不明
F95 チック障害	F95.0 一過性チック障害 F95.1 慢性運動性又は音声性チック障害 F95.2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害[トゥーレット症候群] F95.8 その他のチック障害 F95.9 チック障害, 詳細不明
F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98.0 非器質性遺尿(症) F98.1 非器質性遺糞(症) F98.2 乳幼児期及び小児<児童>期の哺育障害 F98.3 乳幼児期及び小児<児童>期の異食(症) F98.4 常同性運動障害 F98.5 吃音症 F98.6 早口<乱雑>言語症 F98.8 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害 F98.9 小児<児童>期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害

* F81、F84及びF90は、発達障害者支援法上に発達障害の例示として規定されている。